

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした旧特区法第二十五条第五項各号（旧特区法第二十六条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる外国人についての在留資格に係る旧法第二十条第二項、第二十一条第二項又は第二十二条の二第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる活動を行おうとする者としての旧在留資格の区分に応じ、当該各号に定める活動を行おうとする者としての新在留資格に係る新法第二十条第二項、第二十一条第二項又は第二十二条の二第二項の規定による許可の申請とみなす。

一 旧特定研究等活動 新特定研究等活動  
 二 旧特定情報処理活動 新特定情報処理活動  
 三 旧特定研究等家族滞在活動 新特定研究等家族滞在活動  
 四 旧特定情報処理家族滞在活動 新特定情報処理家族滞在活動

（罰則に関する経過措置）  
 第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

政

関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年五月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二号  
 関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令  
 内閣は、関税率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）  
 第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第五章 通関第五十八条―第六十八条」を

- 「第五章 通関」
- 第一節 通関
- 第一節 総則（第五十八条―第五十九条）
- 第二節 輸出申告の特例（第五十九条の二）
- 第三節 輸出書類及び検査手続（第六十条）
- 第四節 輸出又は輸入をしない貨物（第六十一条）
- 第五節 輸出又は輸入をしない貨物（第六十二条）
- 第六節 輸入の許可及び輸入貨物の引取（第六十三条）
- 第七節 郵便物に関する特例（第六十四条）

令

（構造改革特別区域法の一部改正）  
 第七条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。  
 第二十五条から第二十七条までを次のように改める。  
 第二十五条から第二十七条まで 削除  
 別表第十五号中「外国人研究者受入れ促進事業」を「削除」に改め、同表第十六号中「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」を「削除」に改める。  
 （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）  
 第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。  
 別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中、第十六条第三項、第十七条第二項、第十八条第三項、第十八条の二第二項を「第十六条第四項、第十七条第三項、第十八条第四項、第十八条の二第三項」に改める。

内閣総理大臣 小泉純一郎  
 法務大臣 杉浦 正健  
 外務大臣臨時代理 安倍 晋三  
 国土交通大臣 北側 一雄

（三）  
 四―第五十九条の十二）  
 貨物（第六十二条）  
 六十二条の二―第六十二条の十）  
 六十二条の十一―第六十二条の二十七）  
 八）等（第六十二条の二十九―第六十四条の二）  
 条―第六十八条）  
 に改める。

第五章中第五十八条の前に次の節名を付する。  
 第一節 総則

第五十九条の三の次に次の節名を付する。  
 第二節 輸出申告の特例

第五十九条の十二の次に次の節名を付する。  
 第三節 提出書類及び検査手続

第六十二条の二第二号中（特例納税申告書の提出）を（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）に改め、同条第三号中（定義）を（酒類の定義及び種類）に改め、同条第四号中（総合保税地域）を（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）に改め、同条第五号中「申告」を「申告等」に改め、同条を第六十二条の二十九とし、第六十二条の次に次の一節及び節名を加える。

第四節 輸出又は輸入をしない貨物

第一款 輸出又は輸入をしない貨物

（輸出又は輸入をしない貨物に係る認定手続）  
 第六十二条の二 税関長は、法第六十九条の三第一項（輸出又は輸入をしない貨物に係る認定手続）に規定する認定手続（以下この条において「認定手続」という。）においては、当該認定手続が執られた貨物（以下この条及び第六十二条の十第一項において「疑義貨物」という。）に係る育成者権者及び当該疑義貨物を輸出しようとする者（以下この条において「輸出者」という。）に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の二第二項第三号（輸出又は輸入をしない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の三第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る育成者権者又は輸出者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による育成者権者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 疑義貨物の品名
- 二 輸出者及び疑義貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所
- 三 疑義貨物に係る育成者権の内容
- 四 認定手続を執る理由
- 五 疑義貨物が法第六十九条の二第二項第三号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限